

「男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項について」 及び「女性活躍加速のための重点方針2017について」(抜粋)

参考資料 2 - 1

○男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点 取組事項について (抜粋)

(平成29年5月25日男女共同参画会議)

I あらゆる分野における女性の活躍

2. 男性の暮らし方・意識の改革

＜男性の家事・育児等への参画促進＞

男性の家事・育児等への参画を促進させるため、先進的な取組事例の収集及び情報提供を積極的に行うべきである。

また、男性の育児休業の取得状況を「見える化」する取組の推進を行い、男性の働き方の見直しを図ることが必要である。さらに、行政機関においても男性職員の育児への主体的な参画を図ることが求められる。

加えて、災害時の備えや育児の軽減という観点から有用であり、母乳の代替としての新たな選択肢となり得る乳児用液体ミルクの普及実現に向けた取組を推進する必要がある。

○女性活躍加速のための重点方針2017 (抜粋)

(平成29年6月6日すべての女性が輝く社会づくり本部)

Ⅲ 女性活躍のための基盤整備

1. 子育て、介護基盤の整備

⑥乳児用液体ミルクの普及に向けた取組

災害時の備えや外出時、夜間における授乳を簡便に行うという観点から有用であり、授乳に使用される乳児用調整粉乳に代わる新たな選択肢となり得る乳児用液体ミルクの普及実現に向けて、事業者に対するヒアリングによる開発状況の把握、薬事・食品衛生審議会における審議等を通じて、食品衛生法に基づく規格基準の設定に向けた取組を推進する。

また、健康増進法に基づく特別用途食品としての許可についても、乳児用調整粉乳との違いを踏まえ、品質の担保や摂取する際の安全性の確保等について、事業者に対するヒアリングや有識者からの意見聴取を行い、基準設定に向けた取組を推進する。

加えて、乳児用液体ミルクの有用性を踏まえ、関係機関とも連携を図りながら、様々な機会をとらえ、製品化の後押しに向けた取組を継続的に実施する。